

令和5年度 第12回部長会（概要報告）

- ・日 時 令和6年3月4日（月）午前9時00分～
 - ・場 所 八尾市役所第二委員会室
 - ・出席者 市長・副市長・病院事業管理者・水道事業管理者・各部局長・理事等
-

令和5年度 第12回部長会概要記録

日時：令和6年3月4日
午前9時～

場所：8階 第二委員会室

【市長あいさつ】

令和5年度第12回部長会にお集まりいただきご苦労様です。

先日から市議会3月定例会が始まっております。この間、予算の編成や市政運営方針の策定、答弁作成など職員の方のご尽力に感謝申し上げます。4日間にわたり一般質問が行われましたが、質問の中には、本市の災害対応に関するものが多くありました。年始に発生した能登半島地震から早くも二か月が経ちましたが、未だに避難を余儀なくされている方が数多くおられます。本市からは消防にはじまり、保健所や市立病院、水道局など全庁を挙げて多くの職員が被災地に赴き、過酷な状況の中、支援にあたっていただいております。この場をお借りしてお礼申し上げます。引き続き、5月末までの避難所支援の依頼が来ております。年度がわりの多忙な時期ですが、部局長の皆さんにおかれましても、ご協力よろしく願いいたします。

今後、能登半島への派遣職員から報告を受ける場も準備しており、今回の震災を対岸の火事とせず、現地で得た経験をしっかりと生かして、本市の災害対策に反映していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

明日から、委員会審査が始まります。長期間の会期となりますが、各会計の新年度予算などの審査にあたっては、簡潔明瞭に自信をもって説明を尽くされますようお願いしております。

2月28日には、いじめ反対を呼びかけるピンクシャツデーにちなんで、いじめから子どもを守る課と教育委員会が中心となり、市内の小中学校や市民に呼びかけて、いじめ反対の意思表示していただきました。ピンクシャツ DAY 議会も開催され、マスコミ等を通じて本市のいじめに対する姿勢を大きくアピールすることができました。今後も、いじめをなくすため、全庁挙げて取り組みを進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

結びに、今年度も残すところ1ヶ月となりました。NHKでも取り上げられました、やお若ごぼうが春の訪れを告げています。年度がわりの節目を控え、業務も多忙となる時期です。職員の方におかれましては、体調に十分留意されますようお願いし、開会のあいさつといたします。

案件

1 情報セキュリティポリシーの改正について

政策企画部長

本市の情報セキュリティポリシーに関して、この3月に改正を行うとともに、関連する要綱類の改正を行います。

情報セキュリティポリシーは、一般的に企業や組織が実施する情報セキュリティ対策等を記載したもので、本市では、「情報セキュリティ規則」と「情報セキュリティ対策基準」が該当し、これらを公開することで、市民や事業者の皆さんから、本市の保有・運用するシステムへの信頼を得るといえるものです。

先日の市議会においても、情報セキュリティに対する複数の質問があがるなど、非常に関心の高い課題となっています。情報セキュリティについては、情報漏えいやサイバー攻撃など、事件や事故がある度に報道されており、自治体のもつ情報に関するものも少なくありません。現在、情報システムや個人情報等を取り扱っていない所属は、ほとんどなく、常に情報セキュリティに対するリスクが存在しています。そのためにも所属において情報セキュリティポリシーの確認・理解・遵守が非常に大事なものとなっております。

本市の情報セキュリティを高めつつ、市民や事業者に対して信頼していただくためにも、今後、情報セキュリティポリシーに関する研修・自己点検、デジタル戦略課を中心とした内部監査等を実施する予定をしています。なお、監査については、点検項目の絞り込みや他所管との共同実施など、職員の皆さんに、極力負担がかからない様な方法を検討しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、情報セキュリティポリシーの見直しに関連して、「八尾市 CSIRT 設置要綱」「八尾市情報セキュリティ緊急時対応計画」「八尾市外部サービスの利用に関する基準」といった要綱類についても、共通ライブラリへの掲載をはじめ、研修等で周知を図ってまいりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

特に意見なし

2 包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について

政策企画部長

包括外部監査の結果及び意見に対し、各所管において取り組まれた改善措置等については、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、監査委員へ通知を行い、監査委員より公表が行われます。

今般、令和6年1月20日までに講じた措置等について、3月1日に監査委員へ通知しましたので、ご報告します。

今回、新たに対応済みとなりました件数は、意見「8件」でございまして、改善措置等の内容については、後日、監査委員より本市ホームページ及び情報公開コーナーにおいて公開されるとともに、市政だより5月号にて要約内容の掲載を予定しております。

今後の取り組みにつきまして、次回、監査委員への通知は、令和6年8月頃を予定しております。各所管で前向きな検討・改善に尽力をいただいているところではございますが、迅速な対応と市民に対する説明責任を十分果たすことができるよう、引き続き取り組みいただきますようお願いいたします。

特に意見なし

3 人材育成基本方針の改定（第5版の改定）について

総務部長

この度、定年年齢の引上げや DX の推進といった環境の変化に対応すべく八尾市人材育成基本方針の4度目の改定を行いました。

改定の概要ですが、これまでと同様に「市民に信頼され、行動する職員」という、めざす職員像を基本としながら、60歳以降の働き方やDX人材の育成について新たに追加しています。本方針につきましては、八尾市ホームページでの掲載と、共通ライブラリでの公開をいたします。

詳細については、別途メールにてお知らせをいたしますので、各所属長への周知についてご協力をお願いいたします。

【こども若者部長】本編の7ページ目ですが、12月の部長会の資料では昇任昇格の年齢が入っていましたが、今回の資料ではもう載せないということでしょうか。

【総務部長】いろいろと検討しましたが、昇任昇格の基準年齢は、人材育成基本方針には載せないこととしました。

【こども若者部長】わかりました。また、本市の人材育成基本方針は5回改訂されており、きめ細やかに対応していただいておりますが、20ページの育休取得・復職支援について、仕事と子育ての両立支援等の制度が充実してきており、両立しやすい環境になっていると思います。問題は、復職後のキャリア支援において、世間で言われているマミートラックのような、子育て中はしんどい仕事は気の毒だ、などの雰囲気も多少あるので、そのことが昇任・昇格の芽を摘んでしまうという状況がないよう、次回の改定では、ご検討いただければと思います。

【魅力創造部長】17ページのキャリアモデルについて、これまでの人事異動の考え方としては、ゼネラリストの育成として、10年を超えたら原則異動するという方針であったと思いますが、このキャリアモデルであれば、スペシャリスト育成に方針を変更しているのか、キャリアプランの考え方を教えていただきたいと思います。

【総務部長】非常に難しい判断で、今後もしっかり検討していかなければならない課題であります。本市では、これまでゼネラリスト育成を目指してきたところではありますが、近年、これまでより高い年齢で任用される職員もいる中で、状況によってはスペシャリストの育成も検討していかなければならないと考えています。

【浦上教育長】人事評価については、最終的に給与に反映されるが、大阪府の教員は十数年前から相対評価を加味した絶対評価を導入しています。八尾でも人事評価を実施しているが、府の人事評価制度と少し違うように感じます。府では、所属長が人事評価に際し、部下の課題をしっかりと把握して、人材育成のためにさまざまな助言をしています。八尾では人材育成のための助言を適切にできているのか、できていない所属長がいるのではないのか、もしそうであれば部下職員は給与反映に不公平感を感じるのではないのか。人事評価制度は、職員の納得が前提であり、そこからやりがいが生まれるので、人事評価に対する考え方を聞かせていただきたい。また、大阪府・市の相対評価の分布の緩和措置についてはどう考えるかお聞きしたい。

【総務部長】人材育成基本方針において、本市の人事評価は、人材育成と市民理解に重点を置いて運用しています。教育長のおっしゃる相対評価の導入という議論はございますが、本市においては絶対評価により、特に人材育成に重きを置きたいと考えています。

人事評価面談はマニュアルにも書いてあり、職員のやる気やモチベーション向上など、年度末に人材育成のための助言をするという観点においては、しっかりと実行できるよう研修等を行ってまいりたいと考えております。

まだ制度としては試行錯誤しているところですが、職員のキャリアデザインのマニュアル等も充実させ、適宜アンケートを実施するなど、よりよい制度となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

人事評価制度は平成20年代からスタートしていますが、勤勉手当に反映するようになったのはここ数年ですので、改めて次の人材を育成するために人事評価をするという方針については、ご理解いただくよう説明していきたいと考えております。

【浦上教育長】八尾市は絶対評価を維持するということでもいいか。

【総務部長】先ほど大阪府・市の事例も紹介していただきましたが、相対評価の良いところを取り入れることができるか検討しながら、現時点では、人材育成のため絶対評価を行う方針を維持していきたいと考えております。

【浦上教育長】課や係によって仕事が違うので、課題設定のばらつきが出ると思いますので、職員が不公平を感じないように取り組んでいただきますようお願いいたします。

【市立病院事務局長】スペシャリストかゼネラリストかは、この先ではなく、先に決めていただけたらと思います。10年以上在籍しても異動できない部下職員にはどう説明したらいいのでしょうか。

【総務部長】新規採用から10年間は様々な職場を経験することが、ゼネラリストを育成するうえで重要であり、その方針は変わりません。しかし、実際問題として長期在籍する職員がいることも事実ですが、ゼネラリストやオールマイティな職員を育成する方針は変わりません。

【市立病院事務局長】市立病院のように専門性の高い職場については、一定の配慮をしていただき、10年以上在籍している職員が多くいる状況ですが、代わりの人材を育成することの重要性もわかりますし、その職員にとって様々な職場を経験することが重要なものわかります。私も短いスパンで異動したこともあり、長期間在籍することのメリット、デメリットもわかります。一人一人を見るのは難しいことですが、一つの方針ではなく、所属長・部局長ヒアリング等を通じて、一番いい形になる組織づくりをしていただければありがたいと思います。

【副教育長】教育委員会事務局では人事評価面談は実施していますが、どの所属においても部下職員が目標設定をする際に、もっとしっかりと話し合いをすべきではないか、ということを教育長はお話しされたと思います。所属によっては、会計年度任用職員にまで面談している場合もありますが、目標設定の期初面談をしっかりしていくべきという趣旨ですので、誤解のないようお願いいたします。

【植島副市長】職員の人材育成は非常に重要です。日本全体が人材不足の中、採用も厳しい状況ですので、今後の安定した行政運営のためにも、人材をしっかり育成していくことが必要となります。市長が就任されて以降、様々な取り組みを実施してきましたが、これからも見直しを続けていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

4 八尾市自治振興委員会・町会への依頼事項見直し方針の策定について

人権ふれあい部長

校区まちづくり協議会や地区福祉委員会等、地域団体の活動基盤となる町会の加入率が、近い将来に5割を切る状況が迫る中で、町会を持続可能な組織としていくためには、役員や班長などの役割の負担軽減や現役世代をはじめ多様な人が関わることのできる緩やかな運営・活動への見直しが必要となっています。

これらの課題解決に向け、今年度、町会が自ら運営や活動の見直しに取り組めるよう「町会・自治会の運営・活動ガイドライン」の策定を進めるとともに、市からの情報発信や事業の補助的作業や会議への委員派遣等、各種の依頼事項の見直しによる負担軽減について検討いたしました。

検討にあたっては、市民や自治振興委員会へのアンケート実施のほか、庁内では、総務省の「地域コミュニティに関する研究会」構成員である水津陽子氏による庁内研修や、町会に関する職員アンケート、依頼事項の現状把握のための照会、関係課へのヒアリングや検討会議などを行いました。

今般、各種調査結果等を踏まえつつ、町会が市民の暮らしにとって欠かせない本来的な役割である「地域の自治」に注力できるよう、市からの依頼事項を全庁的に見直すべく、「八尾市自治振興委員会・町会への依頼事項見直し方針」を策定したので報告いたします。

今後、自治振興委員会・町会への依頼につきましては、町会の本来の活動に必要なもの、市の政策・事業の推進に町会の協力が不可欠であるものを原則としつつ、各所属において、本方針に基づき、本当に依頼が必要か見直していただきたいと考えています。

各部局におかれましては、当方針の趣旨をご理解いただき、令和6年度から方針に基づき、共に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

なお、本日の部長会終了後、総務担当所属長会議にて、本方針の策定及び令和6年度の八尾市自治振興委員会へ依頼案件の全課照会について説明する予定です。

【こども若者部長】地域の意見集約のところであるが、これまで住民のみなさんのご意見をお聞きしたいという思いで情報提供や報告をしてきましたが、誤解を招く部分表現があるので、文面を修正したほうがいいのではないですか。もう一点として、地域の負担軽減ということが優先のようですが、行政は様々な媒体で広報したのかと問われることがあるため、地域への情報提供をしてきました。今回、市政だよりに掲載されたらポスター掲示等ができないというのであれば、ホームページに記載の自治振興委員会の「住民自治の高揚を図るため、市の広報・広聴への協力をする」という定義も見直したほうがいいのではないですか。

【人権ふれあい部長】適切な表現ではないところは、再度検討いたします。ただ、持続可能な町会活動ということで、行政からの依頼事項が相当多いという負担感があり、町会の運営に支障をきたしているようなことがアンケートや意見に出ております。市政だよりが全戸配布になり、市民の80%以上の方が市政だよりにから情報を得ている状況である一方、回覧やポスターの掲示板では9.7%のみですので、そこにつきましては、町会の持続可能性を実現していくために、今回こういう方針を出させていただきました。

ただ、どうしてもレアケースはあると思いますので、そういった部分につきましてはコミュニティ政策推進課にご相談いただけたらと考えています。

【こども若者部長】地域の負担軽減は賛成なので、基本的に行政からの依頼はしないということで間違いはないですね。

【人権ふれあい部長】ここに書いておりますように、自治振興委員会や自治振興委員会が構成メンバーの審議会等からの依頼等については、今後も可能です。

【市立病院事務局長】今までやってきたことは間違っていたのか、今後これを誰が精査するのか、情報提供をどんどんすべきという時代にあって、本当にいいのかという不安があります。知らなかったと言われるよりも、くどいぐらいでやる方がいいのか、効率性を優先すべきなのか、判断が難しいのはわかります。私は、情報はどんどん出すべきと思いますが、市からの依頼事が多いという点はその通りですので、もう1回検討してみてもいいのではないのでしょうか。

【人権ふれあい部長】先ほども申し上げましたが、適切な表現でない部分については再度検討いたします。しかし、今まで町会に頼んで、回覧することが無駄であったというようなことは決してありません。

ただ、社会情勢の変化とともに、町会加入率がどんどん下がってきて、理由を探っていたら、行政からの依頼事項の負担感が大きいと言うことで、役員をやりたくないのも町会をやめるというのが原因の一つであるという事実がありました。

今回、市政だよりが全戸配布となり、情報が市民全体に行き渡るといってもありますので、手法を少し変えて、市政だよりに掲載しているものまで回覧してポスター貼ってというやり方を、DXとかデジタルの時代に適応した方法を研究して、周知の仕方を考えていきたいと思いたすので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【市立病院事務局長】高齢者がSNSを使いにくいということもあるので、講習等をしていただくなど、市政だよりを含めて、様々な媒体を通じでの情報提供が大事だと思いますので、その点もよろしくお願いします。

【こども若者部長】17ページで、今後の検討課題として、見直し効果のあり方検討があるので、今回の趣旨からしたら、基本的には行政からの情報提供はしないとした方が、すっきりするのではないのでしょうか。時代が変わって、高齢者のスマホ所有者率も高いですし、LINEとかも使われる方が増えているので、ポスター掲示とチラシ回覧をやめるっていう方向もご検討いただければと思います。

【魅力創造部長】負担の大きさは以前から十分理解していますが、市政だよりは文字数が限定されているので、情報がすべて載せきれない面もあると思います。今の方針では、例えば地域の方からこんな情報もっと知りたかったという意見が出てきたときに、市の方針として、市政だよりをお読みくださいと言いきっていいとかという問題があります。

【人権ふれあい部長】市政だよりに載せているものは、チラシ回覧やポスター掲示などの依頼等を基本的にはやめてもらいたいというのが今回の方針です。地域への情報発信のあり方を研究しながら、それでもなおチラシやポスター等が必要であれば、個別ケースとしてコミュニティ政策推進課等と協議していただきたいと思いたす。

【健康福祉部長】この方針は、庁内で一定の議論を踏まえたうえで作られたと考えていいのですか。

【人権ふれあい部長】庁内アンケートのほか、各課へのヒアリング、政策推進課や行政改革課を含めた検討会議など、庁内横断的な会議での議論、庁外では自治振興委員会での議論等も踏まえて出来上がった方針です。

5 令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について

保健所長

令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について、国から方針が示され、新型コロナウイルス感染症の「まん延予防上緊急の必要がある」と認められる状況にはないと考えられるため、特例臨時接種を令和5年度末で終了し、以下のとおり実施しますのでお知らせいたします。

令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、令和6年度以降、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施します。

接種対象者は、65歳以上の方、60～64歳の方のうち、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で身体障害者手帳1級を有する方及びこれに準ずる方 ※上記以外の方は、任意接種として接種を受けることができます。

接種期間及び回数は年に1回、秋冬頃、接種勧奨は致しません。接種場所は、原則として八尾市内の委託医療機関で、接種費用は一部自己負担あり（金額は未定）使用ワクチンは、流行している株により今後国が決定し、一般流通され、医療機関が調達します。

新型コロナワクチン接種事務手続き支援窓口・コールセンターの終了について、新型コロナワクチン接種事務手続き支援窓口（市役所本館6階会議室）・コールセンターは令和6年3月29日で終了します。令和6年4月1日以降の問い合わせ先は、八尾市健康推進課（予防接種担当）になります。

【市立病院事務局長】4月1日以降、八尾市立病院も中止させていただいてもよろしいですか。今は少ない枠（10人ぐらい）を確保していますが、3人程度しか来られないこともあります。どうしても、民間でできないときに再開してほしいということであれば検討しますが、職員の配置がありますので。

【保健所長】4月1日からは季節性インフルエンザと同じ対応ということでもいいと思います。